

もっとしりたい！利用団体登録！



Q. ボランティア団体の登録要件は？

A. 非営利を目的とした団体であること、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする団体であること、自主的活動団体であることをすべて満たすことです。

Q. 今回利用団体登録のルールを整理した理由は？

A. 登録団体を現在サポートセンターを利用いただいている方に絞ることで、今までより充実したサービスを皆様に届けられるようにすることを目的としています。今後はサポートセンターの実施するイベントのお知らせをお送りしたり、ボランティア活動をしたい人を団体に紹介したり、県HPでの団体紹介につなげたりすることを検討しています。

Q. なぜ利用団体整理票の再提出をしなくてはならないの？

A. 新たに利用団体登録要綱を定めました（HP 掲載）。そのため追加記載項目などがあり、再提出をお願いしています。また、12 月 1 日以降はミーティングルーム等の施設設備（※）を申し込む際に「利用団体登録番号」が必要になります。そのため利用団体整理票を再提出いただいた団体には順次登録番号を割り当てお知らせする予定です。

※利用団体登録が承認されていることが利用の前提である施設設備（上記1から4）に限ります

※かながわ県民活動サポートセンター利用団体登録要綱はこちらのホームページからご覧になれます⇒



Q. 今後も定期的に利用団体登録申請が必要なの？

A. 定期的な更新申請はありません。利用団体整理票記載事項に変更が生じた場合は随時変更申請（第 2 号様式）をしてください。また、1 年以上施設設備の利用がない団体は定期的に利用団体登録を取り消す予定です。取り消し手続きを実施する際は事前に HP 等で告知をします。

Q. 初めて利用団体登録をしたいけど電子申請できるの？

A. 当面電子申請ができるのは利用団体整理票再提出（一斉更新）の場合のみです。初めて利用団体登録をされる場合（新規申請）は9階受付にて紙の利用団体整理票の提出をお願いします。新規申請の場合も順次電子申請システムでの申請ができるようにしていく予定です。